

## 指定管理者制度導入の検証と今後の方針について（福祉部：介護福祉課）

### ● 今年度で指定管理が満了する施設

新居浜市立老人福祉センター  
川東高齢者福祉センター  
上部高齢者福祉センター  
川西高齢者福祉センター

- ・平成18年4月1日から指定管理制度を導入
  - ・指定管理者は「社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会」
  - ・指定期間 5年間 平成18年度～平成22年度

### 【成果と課題】

- ① 指定管理期間中の経費削減が達成されているわけではないが、利用者アンケート（満足度調査）に見られるように、多くの高齢者が十分な満足感を持って利用していることがうかがえる。
- ② 利用者数は、多少の増減があるものの増加傾向にある。
- ③ 課題としては、施設の修繕箇所が増えており、今後もこの傾向は続くものと考えられる。
- ④ 指定管理者制度導入以前の昭和62年4月1日から施設の管理委託を行っていたが、地方自治法の改正により指定管理者制度に移行した施設であり、経費節減とはなっていないため、今後も経費の削減に努めるよう検討する。
- ⑤ 平成19年度、20年度において定員配置に変更があったため、それぞれ指定管理経費の戻入と協定の変更を行った。

## ＊ ＊満足度調査結果＊ ＊

指定管理者の管理・運営状況の評価上部・川東・川西の高齢者福祉センター利用者に対して平成21年8月にアンケート調査を行った。

### 1) 利用者アンケート結果の分析

各施設とも女性の比率が2/3以上と高く、年齢層は幅広く70・80歳台で3/4以上を占めている。利用者の居住区を見ると施設のある校区および隣接校区が多く、少し離れると利用するのが難しい状況である。交通手段は、徒歩・自転車は4～5割、バイク・車が3～5割である。利用頻度は、8～9割の方が週1回以上利用している。利用のきっかけは、友人からの誘いが7割を占めており最も多い。各種サークル・ミニデイ等利用の満足度は、7割以上の方が満足・やや満足、2割の方が普通との結果である。

## 2) 管理・運営状況の实地調査

6・9・12月と3か月ごとに報告される各高齢者福祉センターの利用状況を参考に各施設の管理・運営状況の实地調査を行い、適切に管理・運営されているか施設の危険箇所がないか確認をした。

## 3) 指定管理者の管理・運営状況の評価

各高齢者福祉センターに必要な管理・運営を適切に行っている。また、利用者の要望や意見を汲み入れ、施設の運営や毎月の行事に反映させ工夫改善を行っている。

### [今後の方針]

#### 指定管理制度について

- ・ 地域高齢者福祉の推進を図る拠点施設として、管理委託時期から培った高齢者向け事業の専門的な技術やノウハウを活用できること。
- ・ 活発な事業展開で利用者の要請に応え、満足感を達成することができる。などの理由により指定管理制度を継続したい。
- ・ 指定管理の中での経営努力とは認められない人件費等の大幅な変更については、連絡を密にしスムーズな管理運営を目指す。

#### 募集について

- ・ 募集については、指定管理制度本来の趣旨に従い、社会福祉法人を対象に公募により募集することとする。

#### 指定期間について

- ・ 指定期間については、安定的・継続的な施設管理により、計画的な運営を行うため5年間とする。

#### 利用料金制の導入

- ・ 利用料金制の導入については、老人福祉センターが老人福祉法に基づくものであり、その主たる目的が高齢者の福祉の向上にあることから、「利用料金制」の導入により、利用者の減少を招きかねないことから見送ることとした。

## 指定管理者制度導入の検証と今後の方針について（福祉部：児童福祉課）

### ● 今年度で指定管理が満了する施設

新居浜市立児童館

中央児童センター

川東児童センター

瀬戸児童館

上部児童センター

- ・平成18年4月1日から指定管理制度を導入
  - ・指定管理者は「社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会」
  - ・指定期間 5年間 平成18年度～平成22年度

### 【成果と課題】

- ① 指定管理期間中の経費削減については、導入後2年目から人件費の削減がなされている。しかし、社会福祉協議会は基本協定時の職員配置がなされておらず、運営費は実質赤字の状態が続いている。
- ② 利用者数は、4館合同事業として「やんちゃKIDS」事業を行い、単独の館事業としても夕涼み会や校区の文化祭に参加するなど、地域との交流を深めており、利用者数も安定しており、導入前に比べわずかではあるが増加傾向がみられる。  
(H21は新型インフルエンザの影響で利用控えがあり、減少している。)
- ③ 各館ごとに年度事業計画に基づき、子育て中の保護者また、その子どもに対して、色々な事業を展開することで、地域における児童健全育成の拠点としての役割を果たしている。
- ④ 課題としては、施設や備品の修繕箇所が増えており、今後もこの傾向は続くものとする。
- ⑤ 来館者用の駐車場確保（中央）や学校選択制により校区の児童数の減少がみられる地域での今後の運営方法のあり方（川東）など個別の課題案件もみられるが、全館を通していえることは、ただちに児童数自体の増加が見込めない中、利用者数の増加に向けて、これまで児童館に足を運んだことのない人に対して、広報活動を行い、新規の利用につなげていく必要がある。
- ⑥ ①の理由から平成23年度からの委託料は増加予定である。

### ＊ ＊満足度調査結果＊ ＊

4館の児童館において利用する保護者及び子どもに対して平成22年2月にアンケート調査を行った。

#### 1) 利用者アンケート結果の分析

各施設の利用年齢は、小学校1年生が25%、2年生が28%、3年生が25%と3学年の比率が3/4以上と高くなっている。また、利用者の学校別では中萩小学校が32%、金子小学校が29%と児童館のある校区および隣接校区がほとんどで、利用者の偏りがみられる。利用頻度は、7割の方が週1回以上利用している。利用のきっかけは、友達からの誘いが25%、次いで、両親からのすすめが20%と半数近くを占めている。保護者の満足度は、68%が満足、不満は4%という結果である。

## 2) 管理・運営状況の实地調査

毎月報告される各児童館の運営状況、設備器具点検報告書を参考に各施設の管理・運営状況の实地調査を行い、適切に管理・運営されているか施設・遊具の危険個所がないか確認をした。(遊具については、市も独自に専門業者による安全点検を毎年実施している。)

## 3) 指定管理者の管理・運営状況の評価

各児童館は必要な管理・運営を適切に行っている。

### [今後の方針]

#### 指定管理制度について

- ・ 経費の削減が図られることや、厚生指導員による専門的な活動が行われることによる住民サービスの向上が図られるなどの理由により、引き続き継続したい。
- ・ アンケート調査等を通して、利用者からの意見・要望等を集約し、改善点があれば今後の運営管理に反映させるとともに、今後は自己評価を実施し、より利用しやすい児童館運営を図っていく。

#### 募集について

- ・ 募集については、指定管理制度の原則に従い、公募により募集することとする。

#### 指定期間について

- ・ 指定期間については、子どもと指導員との交流、地域とのつながりなど、安定的・継続的な施設管理により、計画的な運営を行うため5年間とする。

#### 利用料金制の導入

- ・ 利用料金制の導入については、児童館が児童福祉法に基づくものであり、その主たる目的が児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする児童の福祉向上にあることから、「利用料金制」の導入により、利用者の減少を招きかねないことから見送ることとした。